

町田市ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

第1条 本会は、町田市ソフトテニス連盟(以下「連盟」という。)と称する。

第2条 連盟は、一般財団法人町田市体育協会(以下「体協」という。)に所属する。

第3条 連盟は、事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的

第4条 連盟は、会員相互の親睦、ソフトテニスの普及並びに社会体育の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第5条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町田市ソフトテニス各大会及び講習会の開催
- (2) 町田市におけるソフトテニスに関する調査研究
- (3) 上部組織団体及び他団体との協調
- (4) その他連盟の目的達成のため必要な事業

第4章 構成団体

第6条 連盟の構成団体は、町田市及び近隣の地域・事業所・学校等のソフトテニスクラブで、連盟が定める所定の登録を完了した団体(以下「登録団体」という。)で構成する。

第5章 会計

第7条 連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 団体登録料
- (2) 会員登録料
- (3) 事業経費(大会等参加料)
- (4) 体協及び公共団体の補助金
- (5) その他

第8条 団体登録料は、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加入する登録団体の団体登録料については、連盟が指定する期日までに納入しなければならない。

2 会員登録料は、登録団体に所属する個人(以下「会員」という。)の登録料とし、連盟が指定する期日までに納入しなければならない。

第9条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第6章 役員及び専門部員

第10条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 会計 若干名

第11条 連盟業務執行のため、専門部員を置く。

第12条 役員は、次の各号に掲げる職務を遂行する。

- (1) 会長は、連盟を代表し、連盟業務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順序に従いそ

の職務を代行する。

(3) 理事長は、連盟業務を統括し、業務を遂行する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指定した順序に従い業務を執行する。

(5) 会計は、連盟の会計業務を司る。

第13条 役員を選出は、次の各号に掲げる方法により選出する。

(1) 会長及び副会長は、次のいずれかの方法により選出する。

ア 登録団体の代表者による会議で候補者を選考し、総会の承認を受ける。

イ 会長職に1名の立候補があったときは、総会の承認、2名以上の立候補者があったときは、総会において選挙により選出する。

ウ 副会長は役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) 理事長、副理事長、会計及び専門部員は、各登録団体から推薦された者の互選により決定する。

第14条 役員及び専門部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 第13条第2号の規定により選任された者が、やむを得ぬ理由により、その職を辞したときは、原則として、その者が所属する登録団体は、後任者を補充しなければならない。

2 前項の規定により補充された者の職は、原則、前任者の職とし、任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会計監査

第16条 会計監査を2名置く。

第17条 会計監査は、会員の中より選出し、総会によって決定する。

第18条 会計監査報告は、総会で承認を受けなければならない。

第19条 会計監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 名誉会長及び顧問

第20条 連盟は、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(1) 名誉会長及び顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) 会長は、名誉会長及び顧問に意見を求めることができる。

(3) 名誉会長及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9章 会議

第21条 連盟に次の会議を設置する。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(4) 事業調整会議

第22条 総会は、連盟の最高議決機関とし、評議員、役員及び会計監査で構成し、次の各号に定める事項を審議・決定する。

(1) 予算・決算及び会計監査報告に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 会長、副会長及び会計監査の改選に関すること。

(4) 規約改正に関すること。

(5) その他必要な事項

- 2 総会は、評議員の3分の2以上の出席(委任状出席を含む。)で成立し、議事は、出席評議員の過半数以上の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 3 総会は、2月又は3月に開催しなければならない。
- 4 総会は、会長が招集し、議長は会長とする。
- 5 評議員は、各登録団体から1名選出しなければならない。
- 6 役員及び専門部員が評議員を兼ねることはできない。
- 7 会長は、必要があると認めるとき、又は会員の3分の1以上から請求があった場合は、臨時に総会を招集することができる。

第23条 役員会は、連盟の執行機関とし、会長、副会長、理事長、副理事長及び会計で構成し、次の各号に定める事項を所管する。

- (1) 総会での決定事案の執行に関すること。
- (2) 総会への議案提出に関すること。
- (3) その他の事業執行に関する必要な事項。

2 役員会は、理事長が随時招集し、議長を務めるものとする。

第24条 専門部会は、連盟事業の実施機関とし、副理事長及び専門部員で構成する。

- 2 専門部会に総務部会、競技部会、強化指導部会及びジュニア部会を設置する。
- 3 専門部会の構成及び必要事項は、役員会で決定する。
- 4 専門部会の長(以下「部長」という。)は、役員会で副理事長の中から選出する。
- 5 前2項の専門部会の他に、会長が必要と認めた時は臨時専門部会を設置することができる。

第25条 事業調整会議は、各専門部会相互の連絡及び調整を行い、業務の円滑な執行を図るものとする。

2 事業調整会議は、総務部会の部長が主宰する。

第10章 慶弔

(慶に関する事項)

第26条 連盟に係る慶事については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員として特に功労のあった者には、感謝状及び記念品を贈呈するものとする。
- (2) その他の慶事に際しては、その都度会長が決定するものとする。
- (3) 会長は、前号の結果について、役員会に報告しなければならない。

(弔に関する事項)

第27条 連盟の弔意については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員及び旧役員の死亡に際しては、弔慰金または弔電を送り弔意を表す。
- (2) 弔慰金の額は別に定める。

第11章 懲罰

(懲罰)

第28条 登録団体又は会員に次の各号の一に掲げる行為があったときは、懲罰を課することができる。

- (1) 反社会的な行為があったとき。
- (2) 連盟の名誉を著しく傷つける行為があったとき。
- (3) 第7条第1項第1号から第3号に規定する団体登録料等を正当な理由がなく納付しないとき。
- (4) その他連盟の登録団体又は会員としてとしてふさわしくない行為があったとき。

2 懲罰は、勧告、連盟主催大会への出場停止及び除名処分とする。

3 懲罰の種別及び程度は、役員会で協議の上、総会に諮り第23条第2項の規定にかかわらず、出

席評議員の3分の2以上の議決をもって決定する。

- 4 懲罰対象者は、役員会及び総会で当該行為に関する弁明を行うことができる。
- 5 懲罰は、懲罰対象者が前項の規定による弁明が終了した後でなければ、いかなる処分も行っていない。

第12章 委任

(委任)

第29条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に必要な事項については、役員会で別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、昭和44年12月7日より実施する。
- 2 本規約は、昭和46年3月20日一部改正
- 3 本規約は、昭和51年3月20日一部改正
- 4 本規約は、昭和54年3月20日一部改正
- 5 本規約は、昭和56年3月14日一部改正
- 6 本規約は、昭和63年3月19日一部改正
- 7 本規約は、平成2年3月10日一部改正
- 8 本規約は、平成2年3月10日一部改正
- 9 本規約は、平成4年3月1日一部改正
- 10 本規約は、平成13年3月3日一部改正
- 11 本規約は、平成16年2月28日一部改正
- 12 本規約は、平成19年3月3日一部改正
- 13 本規約は、平成25年3月2日一部改正
- 14 本規約は、平成27年1月10日一部改正